

# 先進医療特約(16) 目次

(2016年4月実施)

## 1 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期

## 2 給付金の支払

- 第3条 給付金の支払
- 第4条 給付金を支払わない場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

## 3 告知義務および特約の解除

- 第7条 告知義務
- 第8条 告知義務違反による解除
- 第9条 重大事由による解除

## 4 保険料の払込

- 第10条 特約保険料の払込
- 第11条 払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第12条 特約の失効・消滅
- 第13条 特約の復活

## 5 特約の更新

- 第14条 特約の更新

## 6 社員配当金

- 第15条 社員配当金

## 7 特約の解約および払戻金

- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の払戻金

## 8 特約の内容の変更・その他

- 第18条 主契約が終身医療保険に変更された場合
- 第19条 高度先進医療特約等からの更新・変更に関する取扱
- 第20条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第21条 主約款の規定の準用

- 別表1 療養
- 別表2 先進医療
- 別表3 先進医療の技術に係る費用
- 別表4 異常分娩
- 別表5 公的医療保険制度
- 別表6 請求書類

先進医療特約(16)

## 先進医療特約(16)

### 1 総則

#### (特約の締結)

**第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。

2 前項のほか、契約者は、主契約の締結後に会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

#### (特約の責任開始期)

**第2条** この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前条第2項の規定により主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から特約上の責任を負います。

(1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
この特約の第1回保険料を受け取った時

(2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合

次のいずれか遅い時

ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

イ. 被保険者に関する告知を受けた時

## 2 給付金の支払

### (給付金の支払)

**第3条** この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表1に定める療養を受けたとき。 ア. この特約の責任開始 <sup>【備考1】</sup> 期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養 (7) 疾病 <sup>【備考2】</sup> (イ) 不慮の事故 <sup>【備考3】</sup> (ウ) 不慮の事故 <sup>【備考3】</sup> 以外の外因 イ. 先進医療(別表2)による療養	別表3に定める先進医療の技術に係る費用と同額	主契約の給付金受取人

- 2 被保険者が、この特約の責任開始<sup>【備考1】</sup>期前に発病した疾病<sup>【備考2】</sup>または発生した不慮の事故<sup>【備考3】</sup>もしくは不慮の事故<sup>【備考3】</sup>以外の外因を直接の原因として療養(別表1)を受けた場合でも、責任開始<sup>【備考1】</sup>の日からその日を含めて2年を経過した後に療養(別表1)を受けたときは、その療養(別表1)は責任開始<sup>【備考1】</sup>期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 3 被保険者が、この特約の責任開始<sup>【備考1】</sup>期前に発病した疾病<sup>【備考2】</sup>を直接の原因として、この特約の責任開始<sup>【備考1】</sup>期以後に療養(別表1)を受けた場合でも、会社が、この特約の締結の際<sup>【備考4】</sup>に、告知等により知っていたその疾病<sup>【備考2】</sup>に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病<sup>【備考2】</sup>はこの特約の責任開始<sup>【備考1】</sup>期以後に発病したものと取り扱います。ただし、その疾病<sup>【備考2】</sup>に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病<sup>【備考2】</sup>に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この特約による給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円を限度とします。
- 5 本条の給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### (給付金を支払わない場合)

**第4条** 前条第1項に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

給付金の免責事由
ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 主契約の給付金受取人が被保険者とは別に定められている場合には、その者の故意または重大な過失。ただし、その者が給付金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 <sup>【備考1】</sup> ク. 地震、噴火または津波 ケ. 戦争その他の変乱

- 2 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

### 第3条 備考

#### 【備考1】責任開始

特約の復活(第13条)が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

#### 【備考2】疾病

異常分娩(別表4)を含みます。

#### 【備考3】不慮の事故

主契約の普通保険約款に定める不慮の事故をいいます。

#### 【備考4】この特約の締結の際

特約の復活(第13条)が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

### 第4条 備考

#### 【備考1】薬物依存

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

#### (特約保険料の払込免除)

**第5条** この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (給付金の請求手続、支払の時期および場所)

- 第6条** 給付金の支払事由（第3条）が生じた場合には、契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表6）を会社に提出して、給付金の支払を請求してください。
  - 3 主約款の給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

### 3 告知義務および特約の解除

#### (告知義務)

**第7条** この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

#### (告知義務違反による解除)

- 第8条** 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
  - 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  - 4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除をします。
  - 5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
  - 6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。
  - 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定による解除を行なうことができません。
    - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
    - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の規定による告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
    - (3) 保険媒介者が、前条の規定による告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
    - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
    - (5) この特約の責任開始<sup>【備考1】</sup>の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
  - 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても、契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### 第8条 備考

##### 【備考1】責任開始

特約の復活（第13条）の際の告知義務違反による解除については、その復活の際の責任開始とします。

### (重大事由による解除)

**第9条** 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金 <sup>【備考1】</sup> を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の給付金 <sup>【備考1】</sup> の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(5)	主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。

3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるこの特約の給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

### 第9条 備考

#### 【備考1】 給付金

保険料の払込免除を含みません。

## 4 保険料の払込

### (特約保険料の払込)

**第10条** この特約の保険料は、第1条（特約の締結）第2項の規定により主契約の締結後にこの特約を付加する場合の第1回保険料を除いて、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。

2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合)

**第11条** 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間の満了日までに次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	給付金の支払事由 (第3条)	未払込の保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、支払うべき給付金が未払込の保険料に不足する場合は、契約者は、その未払込の保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
(2)	保険料の払込免除事由 (第5条)	契約者は、猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(特約の失効・消滅)

**第12条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、払戻金 (第17条) があるときはこれを請求することができます。

2 次の各号に該当した場合、この特約は消滅します。

(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(2) この特約による給付金の支払額が第3条 (給付金の支払) 第4項に定める支払限度に到達したとき。

3 前項の規定によってこの特約が消滅した場合に払戻金 (第17条) があるときは、会社はその払戻金を次の者に支払います。

(1) 前項第1号によりこの特約が消滅した場合

契約者。ただし、主契約の保険金を支払う場合はその保険金の受取人とし、また、被保険者の死亡 (主契約の保険金が支払われる場合を除きます。) によりこの特約の払戻金を支払う場合で、主契約において死亡時払戻金受取人が指定されているときは死亡時払戻金受取人とします。

(2) 前項第2号によりこの特約が消滅した場合

主契約の給付金受取人

(特約の復活)

**第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとし、

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

## 5 特約の更新

(特約の更新)

**第14条** この特約の保険期間が主契約の保険期間満了の日<sup>【備考1】</sup>前に満了する場合、契約者が、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約 (保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限り) は更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には更新できません。

2 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の特約の保険期間を更新前と同一とした場合に、更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日<sup>【備考1】</sup>をこえるときは、会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。

3 この特約の保険期間が満了する際、主契約が更新する場合は、契約者が特に反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。この場合、前2項の規定を準用します。ただし、前回の特約の更新の際に、前項ただし書の規定によりこの特約の保険期間を短縮して更新した場合には、その短縮前の保険期間と更新後

**第14条 備考**

**【備考1】 主契約の保険期間満了の日**

主契約の保険期間が終身の場合は、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日とします。

**【備考2】 被保険者の年齢**

主契約の契約日が平成19年4月1日以前の場合には、主約款の規定にかかわらず、更新日における満年で計算し1年未満の端数は切り捨てるものとし、

の主契約の保険期間のいずれか短い期間を更新後の特約の保険期間とします。

4 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合には、前項までの規定のほか、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料払込期間満了の日前にこの特約を更新する場合で、更新後の特約の保険期間を更新前と同一とすると、その保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるときは、更新後の特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮して更新します。

(2) 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日にこの特約を更新する場合で、更新前のこの特約の保険期間が前号の規定により短縮されているときは、その短縮前の保険期間を更新後の特約の保険期間とします。

(3) 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日以後にこの特約を更新する場合、更新後の特約の保険料の払込方法は一時払とします。ただし、主契約の保険料払込期間中にこの特約の保険料の払込が免除されていた場合には、この限りではありません。

5 この特約の保険料の払込方法が一時払の場合で、被保険者がこの特約の保険期間中に保険料の払込免除事由に該当したときは、この特約の更新は取り扱いません。

6 特約の更新日は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後の特約の保険料は、更新日の被保険者の年齢<sup>【備考2】</sup>によって計算します。

7 第1項の規定によりこの特約が更新された場合の更新後の特約の第1回保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合の保険料払込の猶予期間については、主約款の保険料の払込の規定を準用します。

8 前項の規定にかかわらず、第4項第3号に定める更新後の特約の一時払保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第11条（払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合）および主約款に定める保険料の払込方法＜回数＞が年払の場合の猶予期間の規定を準用します。

9 前2項の保険料がその猶予期間の満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。

10 この特約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後の特約について、第3条（給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第8条（告知義務違反による解除）の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(2) 更新後の特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。

(3) 会社は、契約者に対してこの特約が更新された旨を通知し、新たな保険証券は発行しません。

11 第1項ただし書の規定によりこの特約が更新されない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、前項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

12 前各項の規定のほか、この特約の更新については、主約款に定める主契約の更新に関する規定を準用します。

## 6 社員配当金

### （社員配当金）

**第15条** この特約に対する社員配当金はありません。

## 7 特約の解約および払戻金

### （特約の解約）

**第16条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。

2 前項の規定によってこの特約が解約された場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

### (特約の払戻金)

**第17条** この特約の払戻金は、経過年月数<sup>【備考1】</sup>によって会社の定める方法で計算した金額<sup>【備考2】</sup>とします。

- 2 この特約を終身医療保険(16) [払戻金なし型]に付加した場合は、前項の規定にかかわらず、この特約の払戻金はありません。
- 3 本条の払戻金の支払については、主約款の給付金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

### 第17条 備考

#### 【備考1】 経過年月数

保険料払込中の特約で、経過年月数が保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、保険料が払い込まれた年月数とします。また、保険契約締結の際の責任開始の日が平成22年3月31日以前の保険契約に付加されている保険料払込中の特約についても、保険料が払い込まれた年月数とします。

#### 【備考2】 会社の定める方法で計算した金額

主契約の保険金の支払、被保険者の死亡または先進医療給付金の支払額が支払限度に到達したことによりこの特約の払戻金を支払う場合は、会社の定める方法で計算した責任準備金相当額とします。

## 8 特約の内容の変更・その他

### (主契約が終身医療保険に変更された場合)

**第18条** この特約が付加された主契約が主約款の規定により終身医療保険に変更されるときは、この特約も同時に変更後の終身医療保険を主契約とする特約へ変更されるものとします。

- 2 前項の規定によってこの特約が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 変更後の特約の責任開始の日は主契約の変更日とし、変更前のこの特約は、変更後の特約の責任開始と同時に消滅するものとします。
  - (2) 変更後の特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間満了の日<sup>【備考1】</sup>までの範囲内で会社の定めるところによるものとします。
  - (3) 変更後の特約の保険料は、主契約の変更日における被保険者の年齢によって計算します。
  - (4) 変更後の特約について、給付金の支払、特約保険料の払込免除および告知義務違反による解除の規定を適用するときは、変更前のこの特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとします。
  - (5) 変更後の特約には、主契約の変更日における特約条項および保険料率を適用します。
- 3 主契約の変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、本条の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を主契約の変更時に付加するものとします。

### (高度先進医療特約等からの更新・変更に関する取扱)

**第19条** すでに締結されている高度先進医療特約、高度先進医療特約(01)または先進医療特約(06) (以下「高度先進医療特約等」といいます。)の保険期間が満了する場合、会社は、第14条(特約の更新)に定める更新の取扱に準じて、高度先進医療特約等の保険期間満了の日の翌日にこの特約を付加することができるものとします。ただし、新たに付加するこの特約の保険期間は会社所定の範囲内で定めるものとし、第3条(給付金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および第8条(告知義務違反による解除)の規定の適用に際しては、高度先進医療特約等の保険期間とこの特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。

- 2 高度先進医療特約(01)または先進医療特約(06)が付加されている5年ごと利差配当付

### 第18条 備考

#### 【備考1】 主契約の保険料払込期間満了の日

主契約の保険料払込期間が終身の場合は、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日とします。

新医療保険、無配当新医療保険または5年ごと配当付医療保険(09)が普通保険約款の規定により終身医療保険に変更される場合、会社は、前条に定める特約の変更の取扱いに準じて、終身医療保険への変更日にこの特約を付加することができるものとします。この場合、第3条（給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第8条（告知義務違反による解除）の規定の適用に際しては、前項の規定を準用します。

#### （法令等の改正に伴う支払事由の変更）

**第20条** 会社は、公的医療保険制度（別表5）の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金の支払事由（第3条）を変更することがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、公的医療保険制度（別表5）を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により、支払事由の変更日の2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
- 4 前項の通知を受けた契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次のいずれかの方法を指定してください。
  - (1) 支払事由の変更を承諾する方法
  - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

#### （主約款の規定の準用）

**第21条** この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

### 別表1 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

### 別表2 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

### 別表3 先進医療の技術に係る費用

先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

### 別表4 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
自然骨盤位分娩	○80.1
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
帝王切開による単胎分娩	○82
その他の介助単胎分娩	○83
多胎分娩	○84

## 別表5 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1 健康保険法
- 2 国民健康保険法
- 3 国家公務員共済組合法
- 4 地方公務員等共済組合法
- 5 私立学校教職員共済法
- 6 船員保険法
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律

## 別表6 請求書類

	項目	必要書類
1	先進医療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。